

江戸川区スポーツ夢基金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江戸川区スポーツ夢基金条例（平成27年10月江戸川区条例第29号）の施行に伴い、活動支援金を交付するに当たり、必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、江戸川区民等であって、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会等の実施競技において、次に掲げる者とする。

- (1) 公益財団法人日本オリンピック委員会又は公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が設置する日本パラリンピック委員会における強化指定選手
- (2) 国内競技連盟における強化指定選手
- (3) 世界大会における日本代表選手
- (4) 前3号に掲げる選手に準ずるものとして江戸川区長（以下「区長」という。）が特に認める者

(交付の決定及び通知)

第3条 区長は、対象者を決定するに当たっては、江戸川区スポーツ夢基金運用認定委員会（以下「委員会」という。）の意見を踏まえ、予算に定める額の範囲内で活動支援金の交付の適否を決定し、対象者に通知するものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

2 委員長は、委員の互選とする。

(委員会の会議)

第5条 委員長は委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員会は、過半数の委員の出席がなければ、開催することができない。

3 会議は非公開とする。ただし、委員会が必要と認めた場合は、会議の一部又は全部を公開することができる。

(委員の義務)

第6条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委員会の庶務)

第7条 委員会の庶務は、文化共育部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年10月30日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年1月15日から施行する。